

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2013年（平成25年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼	本鵜沼二丁目2937番22地先	4.5	63.3
	894号線	本鵜沼二丁目2937番28地先		
2	辻堂	辻堂六丁目7240番3地先	4.5	34.9
	590号線	辻堂六丁目7240番12地先		
3	辻堂	辻堂元町六丁目4601番10地先	5.0	27.1
	591号線	辻堂元町六丁目4601番4地先		
4	藤沢	藤沢字大道東89番15地先	4.5	21.1
	741号線	藤沢字大道東89番19地先		
5	藤沢	西富字竹ノ下370番1地先	4.5	40.5
	742号線	西富字竹ノ下368番13地先		
6	藤沢	西富字西原521番11地先	4.5	40.1
	743号線	西富字西原521番4地先		
7	遠藤	遠藤字中尾4981番1地先	4.5	61.6
	380号線	遠藤字中尾4988番6地先		

提案理由

鷓沼894号線ほか6路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。